

## 会議録

会議の名称	令和元年度 第37回茨木市こども育成支援会議
開催日時	令和元年12月23日(月) 午後6時00分～8時01分
開催場所	福祉文化会館303号室
出席委員	今中委員、上木委員、植田委員、加藤委員、上道委員、河田委員、柴田委員、 下田平委員、西川委員、西之辻委員、西松委員、福永委員、舟木委員、三角委員、 宗清委員、森委員、山根委員 (五十音順)
欠席委員	大森委員、前田委員、山戸委員 (五十音順)
事務局	岡こども育成部長、東井こども政策課長、中井子育て支援課長、村上保育幼稚園 事業課長、幸地学童保育課長、松山人権・男女共生課長、竹下相談支援課長、河 崎保健医療課長、徳永商工労政課長、松本社会教育振興課長、谷学校教育推進課 長、足立教育センター所長、浜本保健医療課参事、中坂こども政策課課長代理兼 子ども・若者支援グループ長、中路保育幼稚園総務課課長代理、白波瀬こども政 策課給付支援係長、山鹿こども政策課職員
案件	会議案件 (1) 茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)(案)について
配布資料	資料1 茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)(案) 当日資料1 第36回こども育成支援会議で出た意見と回答(PDCA結果報告 書) 当日資料2 第37回こども育成支援会議 事前ご意見・ご質問表

発 言 者	発 言 内 容
司 会（東井 こども政策 課長）	<p>お待たせしました。ご案内の時間を少し過ぎたのですが、茨木市こども育成支援会議を開催させていただきます。</p> <p>本日は大変ご多用のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。当初予定しておりました福岡市長ですが、少し公務が重なっておりまして、まだ外に出られています。本日出席は予定しておりますので、来られた時にご挨拶いただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出欠状況についてご報告いたします。</p> <p>市民委員 山戸委員、茨木市私立幼稚園保護者 前田委員、茨木市私立幼稚園連合会 大森委員につきましては、所用のため欠席の連絡をいただいております。また、柴田委員につきましては、遅参の連絡をいただいております。つきましては、本日 16 名の委員に出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、株式会社サーベイリサーチセンターが会議録作成のため、この会議に同席しております。</p> <p>それでは、茨木市こども育成支援会議条例第 6 条第 1 項の規定により、会議の議事進行を福永会長、よろしくお願いいたします。</p>
福永会長	<p>それでは、本日の会議は半数以上の委員に出席いただいておりますので、こども育成支援会議条例第 6 条第 2 項により成立しております。</p> <p>本日、福岡市長からこの茨木市次世代育成支援行動計画（第 4 期）の策定に関しまして、諮問を受けてから審議を始めるということです。先ほど申しましたように市長が遅れておりますので、おつき次第諮問をいただくという形で議事を進めていきたいと思っております。</p> <p>では、会議案件（1）がございしますが、その前に前回の会議の P D C A 報告書で委員から質問をいただいております。持ち越しとなっていた内容について事務局より説明をお願いいたします。</p>
中坂こども 政策課課長 代理兼子ど も・若者支援 グループ長	<p>前回会議での持ち越した質問について、担当課へ確認した内容につきまして、当日資料 1 として机の上に配布しております。</p> <p>事業 No. 1260、第 4 期計画というところの 4302 番「公園等の整備及び維持補修」の事業につきまして、公園緑地課から回答をいただいております。</p> <p>また、事業 No. 1261、第 4 期計画というところの 4303 番、こちらにつきましては道路交通課から回答をいただきましてこちらに掲載しておりますので、またご覧いただければと思っております。</p> <p>また、机上にもう 1 枚配布しております当日資料 2 につきましては、事前意見として今回お出しいただいたものがあります。こちらも参考にいただければと思っております。以上です。</p>
中坂こども 政策課課長 代理兼子ど も・若者支援	<p>福岡市長は他の公務でこちらへ来られそうにないということですので、岡部長からご挨拶させていただいて諮問という形にさせていただきたいと思っております。</p>

グループ長	
岡こども育成部長	<p>改めまして、皆さんこんばんは。いつもお世話になっております。</p> <p>当初の予定でしたら、ご案内申し上げましたように市長がこちらへ参りまして、改めてこの第4期の計画をこども育成支援会議に諮問させていただいてご意見を頂戴し、またパブリックコメント等を経て、成案にしていきたいと考えておりましたが、急な公務が重なったようで、予定を組んでおりましたが、市長の参加・出席が間に合いませんので、私のほうから代理ということで諮問をさせていただいて審議を進めていただきたいと思います。申し訳ございませんが、よろしくご了承ください。</p>
	(岡こども育成部長から諮問書を福永会長に手渡し)
福永会長	<p>それでは審議を続けさせていただきます。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました「公園等の整備及び維持補修」「交通安全啓発・指導」につきまして、何かご意見等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、会議案件(1)に移らせていただきます。</p> <p>それでは、会議案件「(1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)(案)について」、章ごとに区切って事務局から説明をお聞きし、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。まず、第1章「計画策定にあたって」、それから第2章「第3期計画の総括」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
中坂こども政策課課長代理兼子ども・若者支援グループ長	<p>それでは、「茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)《案》」について説明させていただきます。</p> <p>1ページをお開きください。第1章 計画策定にあたって、第1節 計画の趣旨、1 計画策定の背景をご覧ください。ここでは、国の合計特殊出生率が3年連続で低下し、少子化の問題が年々深刻度を増していることや子どもの貧困問題が深刻化している状況への対応、児童虐待、幼児教育・保育の無償化の実施などを記載しております。</p> <p>2ページをお開きください。2 計画の目的をご覧ください。ここでは、現行の第3期計画が今年度で終了することから、児童虐待をはじめ、子どもの貧困対策や若者の自立支援などの課題解決に向け本計画を策定し、子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保・実施に加え、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進することを記載しております。</p> <p>4ページをお開きください。第2節 計画の性格、2 他計画との関係をご覧ください。ここでは、本計画の上位計画である「第5次茨木市総合計画」の基本構想でめざす6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものであり、市政の各分野にわたる子育ての総合的な計画として策定することを記載しております。</p> <p>5ページをお開きください。ここでは、本計画と国の法律や大阪府、本市の</p>

関連計画との関係性について示しております。今年度、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、市町村による貧困対策計画の策定が努力義務となったことから、第4期計画では「子どもの貧困対策計画」をはじめ、子ども・子育て支援法で計画の策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」、計画の策定が努力義務となっている「次世代育成支援行動計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「こども・若者計画」を包含した計画として取りまとめいくことを記載しております。

6ページをお開きください。第3節 計画の期間と推進体制、1 計画の期間をご覧ください。ここでは、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、必要に応じて見直しをすることを記載しております。

2 計画の推進体制と進行管理をご覧ください。ここでは、こども育成支援会議が計画の進行管理を行い、会議の中で、計画の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議することを示しております。また本計画に包含して策定している「子どもの貧困対策計画」において設定している子どもの貧困に関する指標については、関係各課が教育や生活支援などの事業を実施する中で、毎年度指標の改善状況を把握し、必要に応じ事業の見直しを行い、こども育成支援会議に報告することとし、協議内容等については、市民への情報提供に努めることを記載しております。

7ページをお開きください。第2章 第3期計画の総括、第1節 子ども・子育て支援事業の進捗状況と課題をご覧ください。ここでは、子ども・子育て支援法並びにそれに基づく基本指針で示され、計画の策定が必須となっている、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の4年間の確保状況と課題を示しております。

1 教育・保育施設の確保の状況と課題では、就学前児童が減少しているにも関わらず保育の必要性がある2号認定及び3号認定の保育需要が増加、特に1・2歳児で待機児童が発生しており、第4期計画では、過去の実績と幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえた確保方策を検討することを記載しております。

8ページをお開きください。2 地域子ども・子育て支援事業の確保の状況と課題では、事業全般としては、利用者のニーズに概ね対応ができているものと考えております。(1)利用者支援事業を実施したことや11ページの(6)子育て短期支援事業のショートステイ・トワイライトステイの実施施設を増やしたこと、送迎サービスを追加したことで利便性が向上したこと。14ページの(11)放課後児童健全育成事業(学童保育)は、余裕教室の借用等によりニーズに対応ができていたことなどを記載しております。

15ページをお開きください。第2節 子育て支援と子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題をご覧ください。ここからは、前回の素案の内容からさらに整理を行いました。整理を行ったポイントとして、今後の対応がなぜ「必

要である」のか、なぜ「求められる」のか、理由や背景の記載がない部分について加筆等を行っております。また記載が重複する部分や他の項目とのバランスから説明等が長いと感じられる部分については、適宜、削除等の修正をしました。特に新たな取組につながらない内容（次年度も同様に継続するもの）については削除いたしました。

この第2節では、ライフステージ別・ライフステージを横断した施策ごとに総括をしておりますが、主な取り組みとして「子育て世代包括支援センター」の設置による妊娠期から切れ目のない支援の充実に努めていることやユースプラザの開設、第4次3か年計画の推進により、学習内容の確実な定着と「確かな学力」の育成が図られていること。子どもの貧困対策として、『『未来はかえられる』～子どもの貧困対策～』をとりまとめ、施策を推進してきたことなど記載しております。

33 ページをお開きください。第3節 本計画の実施に向けた検討課題をご覧ください。ここでは、子育て家庭や中高生、19歳から39歳までの若者を対象に行ったアンケート調査をはじめ、第3期計画での取組の課題や社会情勢、国の子ども・子育て支援をめぐる動向などを踏まえ、新たに取り組むべき課題や充実すべき課題について、8つの柱で整理しております。

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援「いばらき版ネウボラ」をご覧ください。ここでは、子どもを安心して生み育てられるよう、母子保健部門と子育て支援部門が連携し、妊娠期から切れ目なく寄り添い、必要な支援へとつなぐ「いばらき版ネウボラ」を推進し、子育て世代包括支援センターを中核とした相談支援体制の整備が必要であることを記載しております。また、最後の段落では「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」を踏まえ「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」に基づき、複合施設の整備を進め、図書館や子どもの遊び場を含む子育て支援機能のひとつとして、「いばらき版ネウボラ」を実施する体制づくりが求められていることを記載しております。

2 潜在的な保育需要に備えた教育・保育提供体制の充実をご覧ください。ここでは、母親の就労状況や就労希望が上昇していることなどを踏まえ、希望した時期に幼稚園や保育所等に入所できるよう就学前の教育・保育施設やサービスの充実を図ることを示すとともに、幼児教育の無償化が実施されたことによる保育需要の増大に備えた提供体制を整えることが必要であることや働き方が多様化するなかでの保育ニーズに応えるための取組を検討することが必要であることを記載しております。

34 ページをお開きください。3 質が高く、効果的な就学前教育・保育の提供体制の充実をご覧ください。ここでは、就学前教育・保育施設を取り巻く状況を踏まえ、公立幼稚園については、就園者数の状況や効率的な運営、公立としての役割などを考慮して、そのあり方を検討することが求められていることを記載しております。また保育を必要とする子どもの受け入れ枠の拡充や小規模保育事業所・事業所内保育事業所の卒園後の受け入れ先確保の課題解消につ

なげていくことが必要であることを示し、あわせて、すべての施設・事業所に所属する保育士や幼稚園教諭等の資質の向上に努めることが必要であることを記載しております。

35 ページをご覧ください。4 就学期の保育・放課後児童対策の充実をご覧ください。ここでは、小学生児童の母親の就労率が上昇傾向にあることを踏まえ、学童保育に対するニーズの一層の高まりや利用希望の多様化を含め、保護者のニーズに沿った就学前から就学期に至る切れ目のない保育の提供体制の充実が必要であることを示し、最後の段落では、「放課後子ども教室」が各地域の特色を生かしつつ、放課後の子ども達の居場所として、さらなる充実が求められていることを記載しております。

5 子ども・若者のための支援や居場所づくりをご覧ください。(1) ヤングケアラー対策では、ヤングケアラーの子どもたちの存在について、要保護児童対策地域協議会において情報共有を図り、その実態の把握に努めるとともに、ケアを行う子どもの不安や悩みに対して、教育や福祉、医療などの関係者が意識して対応していくことや、子どもの話にしっかり耳を傾けて、一緒に解決策を探る取組などの対策を検討することが必要であることを記載しております。

36 ページをお開きください。(2) ひきこもる子ども・若者に対する包括的な支援と将来の進路の実現に向けた支援では、ひきこもりが長期化すればするほど、学校関係者や友人から疎遠になり、支援が困難になるおそれがあること、そのため、ひきこもりの初期段階から学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制の充実が必要であることを示しております。また子ども・若者が将来に夢と希望を抱き、進みたい道を描くことができるよう、職業観やキャリア形成への支援、就労で失敗しても再チャレンジできる機会の充実などに取り組んでいくことが必要であり、このことが予防的な視点でのひきこもり対策にもつながっていくものと考えられることを記載しております。

(3) 子ども・若者が気軽に相談したり過ごしたりできる居場所づくりでは、上中条青少年センター・ユースプラザの相談窓口や居場所の周知、利用のしやすさの向上が求められていることを示し、若者や子どもたちに活用されるよう機能の充実を図ることが必要であることや利用につながりやすい支援の充実が求められていることを記載しております。

37 ページをお開きください。6 生活に困窮する子どもや子育て家庭への対応をご覧ください。ここでは、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要であることを記載しております。

7 社会的養護が必要な子どもへの支援をご覧ください。ここでは、児童福

	<p>祉法改正の趣旨を踏まえ、養子縁組や里親に関する制度に関する市民への理解、周知に努めることを示すとともに、児童養護施設からの退所を控えた児童、または既に退所した児童等に対して、入所中から退所後を見据え、就労や進学等についての情報提供や相談等を行うなど、退所後の社会的自立を支援するための取組が求められていることを記載しております。</p> <p>8 少子化克服に向けた施策の推進をご覧ください。ここでは、平成30年6月に公表された少子化克服戦略会議の提言での考え方のもと、少子化克服に向けた具体的な対応方針が示されたことを示すとともに、今後、国の対策に注視しながら、本市の特性に合った効果的と考えられる少子化対策を検討する必要があることを記載しております。</p> <p>1章・2章の説明は以上となります。</p>
福永会長	<p>それでは、ただいま説明いただきました、まず第1章につきまして、1ページから6ページの部分につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。第1章は計画策定にあたってというもので、計画の趣旨とそれから計画の性格、位置付け等のことですので、とりわけご質問がないようでしたら次に移らせていただきたいと思います。</p>
三角委員	<p>私立保育園連盟の三角です。6ページのところです。「計画の推進体制と進行管理」というところで、「茨木市子ども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。」、下へ下がって「進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。」となっているのですが、第3期の検証・評価の時にも私はちょっと思ったのですが、この評価の方法というのはここで決めておいたほうが良いのか、またその後で決めるのか、というところをお伺いしたい。</p>
東井子ども政策課長	<p>子ども政策課です。評価の方法ですが、今回第3期計画を総括した際にPDCAサイクルでというご意見もいただきまして、各課に「PDCAとは」のところから意思統一をしながら今回まとめさせていただいて、第4期計画に繋げています。ですので、次回令和2年度からですので、3年度から総括を評価するにあたっては、後段で出てくる各事業の目標設定されているものはその目標設定に対してどうなのかというところのあたりと、あとこれまで市民の声や担当者の実施した感想みたいなのも評価の軸に入れまして、皆さんにもお出しさせていただいてまとめていけたらと思っています。</p>
福永会長	<p>三角委員、よろしいでしょうか。今のご説明は、3年後になります総括と言いますか、第4期計画の全体として総括・評価につきまして、そういったプロセスになっているのかなど。進行管理と言いますか、初年度、2年目、3年目とか、計画の進行管理につきましても随時この会議の中でチェックをすると言いますか、報告されると思いますので、そういったことも会議の中で充実していくということだと思います。</p> <p>その他ございませんでしょうか。</p>
西之辻副会	<p>西之辻です。4ページ、5ページに書かれている全体の構想の概要について</p>

長	ですが、このスローガンとか、こういう計画の主なサイクルみたいな部分は、一般的に公表されるのですか。これは内部の資料としての。
東井こども政策課長	いえ、これ自体はホームページ等、冊子も作成させていただいてお配りもさせていただきますので、4・5とも公表する形になります。
西之辻副会長	と言うのは、前にお話ししたのは、子どもを育てる環境として茨木市はどれくらい適しているかみたいなことが、こういうスローガンに出てくれば良いかなと思っていたのですが、この「ほっといばらき もっと、ずっと」というのがどれくらい通じるのかというのがちょっと心配なのですが。
東井こども政策課長	これは今、中間見直しを行っています茨木市の総合計画のほうのスローガン、まちづくりの視点ですので、これは実際5年前に総合計画のほうで決められてスタートしているスローガン、まちづくりの視点、将来像6つあるのですが、それはもう決定して今もう公表されている内容になります。
西之辻副会長	もっとこれが伝わる言い方と言うか、これが一般的にと言っても僕はこれ知らなかったのですが、ピンとこない感じがするので。こういうスローガンがはっきり出てきて、それにこういうものがぶら下がっているというような流れが見えるようなPRの仕方を、是非考えていただきたいと思っています。
東井こども政策課長	こども政策課です。前回は前々回も西之辻委員から、もう少し身近に思えるようなスローガンというようなこともお話しいただきまして、その後も内部で話をしていましたが、なかなか多岐にわたる計画の中でスローガンをまとめるのが難しいというのが現在の結論です。ただ次回1月にこども育成支援会議を開催させていただく予定ですが、その時に前回高齢者の子育てサロンとか、地域と行政との取組というようなところのキーワードが出てきたように思うので、そこのあたりを皆さんとディスカッションできた上で、何かスローガ的なものが決まればまだ計画には反映できるので、そんな議論ができればというようなところで今事務局は考えております。
西之辻副会長	わかりました。僕が言いたかったのは、よそのまちから引越しをしてきたり、茨木で子どもを育てるということは良いんだと思えるような流れを、どうアピールするかということが重要だと思うので、子どもを育てる環境に適しているまちというのが自慢できるようなタイトルを、バンと出していただきたいと思っています。以上です。
東井こども政策課長	また改めまして次回皆さんからご意見いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。
福永会長	いかがでしょうか。その他ございますでしょうか。よろしいですか。 7ページからの第2章「第3期計画の総括」というところで38ページまでということになります。いかがでしょうか。
上木委員	私立保育園の保護者の上木です。第3節の「本計画の実施に向けた検討課題」の5番「子ども・若者のための支援や居場所づくり」、35ページの(1)の「ヤングケアラー対策」というところで、これに対する対策というのは具体的な内容がどこに入っているのか教えていただきたい。



福永会長	「ヤングケアラー対策」の具体的な対策というものがどこに入っているかというご質問です。
東井こども政策課長	少し後ろになります、79 ページ、事業 No. で申し上げますと 2301 番。ヤングケアラーも実質虐待に該当するような行為と言うことになりますので、この「児童虐待防止活動の強化と適切な支援の実施」ということで、本市でも要保護児童対策地域協議会を設置しておりますので、その中で虐待の取組なんかも進めており、そこが受け皿となって進めるところになると思っています。具体的な事業はこのあたりかなと思います。あと 80 ページの中の、具体的な事業ではないのですが、最後から 3 行目「～ヤングケアラーなどについて実態を把握し、関係機関・団体との連携のもと、市としてできる適切な支援を検討し取り組んでいきます。」というようところで、前段でもヤングケアラーについては要保護児童対策地域協議会を中心に実態を把握して、適切な取組を進めていくということに記載しておりますので、このあたりが受け皿になると考えています。
福永会長	ただいまの説明でよろしいでしょうか。
上木委員	わかりました。ヤングケアラーというのが児童虐待にあてはまるということに全然知らなかったもので、そういうところの啓蒙から始めないといけないのかなと感じました。ありがとうございました。
福永会長	<p>草案をつくるためのニーズ調査、市民の意識調査と言いますか、そこでヤングケアラーがどういった形で存在するかとか、アンケートの質問項目に細かく書かれて、そういう調査を行いました。そうすると、やはりこういった存在がはっきりわかったということですので、各課そういった中学生・高校生・小学生が何かのことで把握できた場合には対応していく、その中で要保護児童という形で、虐待があることをしっかりみていこうというふうに意識付けられてきているということです。さらに啓蒙して意識を高めていくことが大事だと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
三角委員	<p>私立保育園連盟の三角です。この第 2 章第 3 節は「本計画の実施に向けた検討課題」ということで、課題をあげるということになるのですか。これからこの第 4 期計画の中での実際どういうふうな計画を作っていく上での課題というものを、まずここで出していこうよというところになるのですか。そうしましたら 34 ページの 3 番ですが「質が高く、効果的な就学前教育・保育の提供体制の充実」というところがあるのですが、受け皿という形でハード面を充実していく課題があるのかということが書いてあるのですが、ハード面ばかりでは全くソフトがついてこないですね。今一番大きな問題になっている保育士、保育教諭の不足の問題、そのへんのところの課題が出ていないですね。だから、保育の質以前に、職員、いわゆる働き手を集めなければ、保育の質云々の問題にはなっていないように思うのですが、いかがでしょうか。</p>
岡こども育成部長	こども育成部の岡です。今ご指摘の件ですが、34 ページの下から 3 行目「～私立施設については、～保育を必要とする子どもの受入枠の拡充を図る～」こ

	<p>こがハードの整備にあたるのではないかというご指摘かと思ます。認識としてはもちろん受入枠を増やせば、そこに保育をしてくれる人物である保育士さんも手当しないといけないということはセットだと思うのですが、そのあたりの誤解が出てくるということであれば、そのあたり人的な確保も含めての受入枠をということで追記なり修正をしたいと思ます。</p>
三角委員	<p>私立保育園連盟の三角です。人的な確保を受入枠の不足の中に追記するということですが、どのようにして茨木市の保育園、認定こども園等々で働く職員を集めるのかというところの対策・課題というのを盛り込んでいただけると、非常に有難いと思ます。</p>
岡部長	<p>岡です。今ここは課題出しのところになりますので、後半で各事業の中で就学前の保育とか充実・支援の話も出てきますので、そのどこかで、しかるべきところで、この課題に対する答えの部分を記載していきたいと思ます。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。 その他ございますでしょうか。</p>
今中委員	<p>P T A協議会の今中です。大変丁寧に説明していただいて、課題の中のポイントというのは今日の説明でまたちょっと理解が深まったかなと思っているのですが、全体的な問題に対する、この問題についてはこういった状況でこういった課題であるというふうなまとめ方をされているのですが、全体を通した中での強弱と言いますか、茨木市の子育て全体を見た時に市としてはどのあたりがすごく問題で、このあたりはそうでもないと言うとあれですが、喫緊の課題と最優先の課題と、ここはまあまあできているかなという強弱みたいなところは、どこを見たらわかるのかというのがちょっとわからなくて。もしあれば、教えていただけたら助かります。</p>
福永会長	<p>強弱はなかなか難しいのかなとは思ます。質問の趣旨は非常に理解できるかなと思ますので。</p>
岡こども育成部長	<p>ありがとうございました。岡です。第2節で色々と細かく背景と対策すべき事項を並べた後、33 ページから3節ということで本計画の実施に向けた検討課題とまた検討課題が出てくるのですが、ここで8本の柱を設定しています。絞り込むということであれば、ここにあげている8つの大きな柱が最優先という言い方が妥当かどうかわかりませんが、特にこの部分についてははっきり目を向けてやっていきたいというふうに整理したつもりです。</p>
今中委員	<p>8本の柱は同率ですごく大切なこと、という受け止め方で。</p>
岡こども育成部長	<p>はい。</p>
今中委員	<p>ありがとうございました。</p>
福永会長	<p>そうしましたら他にございませんようでしたら、次に移らせていただきたいと思ますが、いかがでしょうか。 次が39 ページから44 ページの第3章「計画の構想」になります。事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>中坂こども 政策課課長 代理兼子ど も・若者支援 グループ長</p>	<p>39 ページをお開きください。第3章 計画の構想、第1節 計画の基本理念をご覧ください。ここでは、「未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して～」とし、引き続き子育て支援をはじめ、子ども・若者に関する様々な施策の展開を図ることを記載しております。</p> <p>第2節 施策展開の考え方をご覧ください。ここでは、5つの視点にたち施策展開をする旨を記載しております。基本は第3期計画の視点を引き継ぐものですが、④家庭に経済的な問題を抱えていたり生きづらさを感じたりしている子ども・若者が、自尊感情と自立意識を高め、地域社会の一員として個性や能力を発揮し、夢や未来に希望を抱き、いきいきと地域で暮らしていけるよう支援する視点については、本計画から新たな視点として記載しております。</p> <p>40 ページをお開きください。1 ライフステージに沿った施策の展開をご覧ください。ここでは、本計画に定める子ども・子育て、若者に関する施策は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、妊娠・出産期から青年・若者期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいてニーズや課題に沿った適切な施策を展開する必要があります。このことから、それぞれのライフステージにおける課題解決に向け、支援が途切れることなく取り組むべき施策の考え方を示すとともに、すべてのライフステージにおいて、社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり、社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくりの視点が抜け落ちることがないように施策の考え方を示し、計画的に推進することを記載しております。</p> <p>45 ページをお開きください。第4章 次世代育成支援施策の展開、第1節 ライフステージに沿った施策の展開をご覧ください。ここでは、ライフステージごとの施策の方向の下に事業を位置付けており、その事業がどのライフステージに該当するのかがわかるよう矢印で示しております。</p> <p>49 ページをお開きください。第2節 ライフステージごとの施策をご覧ください。ここから第5節まで、第3期計画で実施した事業をPDCAの手法で総括し、本計画に引き継ぐ事業、充実する事業、新たな事業に整理を行い、各ライフステージの施策の方向性に本計画で実施する事業を位置付けております。事業Noに星印の記載があるものは、2つ以上のライフステージにまたがる事業を示しております。事業横の内容・評価指標欄では、目標値が設定できる事業につきましては令和6年度時点での目標値や年間ベースでの目標値を設定しております。また、前回会議で森委員から評価指標（目標値）だけでなく、現在値がないとどの程度の計画をしているのかがわかりにくいとのご意見をいただきましたので、平成30年度の実績値を記載しております。</p> <p>52 ページをお開きください。事業No1201 乳幼児健康診査の評価指標欄の1歳8か月児健康診査のように、平成30年度の実績から令和6年度の目標値</p>
---	---

	<p>が下がっている事業につきましては、※印で目標値を下げている理由を記載しております。</p> <p>83 ページをお開きください。事業 No 3 2 0 2 特定事業主行動計画(第 4 期)の運用をご覧ください。特定事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法の中で、国や地方公共団体の機関においても職員を雇用する事業主の立場から、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画を策定することが義務付けられております。現行の計画が今年度で終了することから、次期計画の策定に向け、現在見直しを行っており、目標値が確定していないため空白となっております。目標値が確定した際に数値を記載させていただきます。</p> <p>最後に、記載しております数値の訂正を 1 か所お願いいたします。66 ページをお開きください。事業 No 1 3 1 8 スポーツ環境の整備、こちらの【評価指標(目標値)】の令和 6 年度・2024 年度の数値が 1,050 と記載されていますが、1,560 と修正をお願いいたします。</p> <p>3 章・4 章の説明は以上となります。</p>
福永会長	<p>ただいま事務局から第 3 章「計画の構想」、それから第 4 章「次世代育成支援施策の展開」というところで説明をいただきました。</p> <p>まずは第 3 章 39 ページから 44 ページまでの部分につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
西之辻副会長	<p>西之辻です。52 ページの先ほど説明された部分の事業 No. 1201 の令和 6 年度の目標の数値ですが、これは 100%にはならないものなのですか、という素朴な疑問なのですが、受診率のところ、4 か月、1 歳 8 か月、3 歳 6 か月というのは、これは 98 から 97%という目標を設定されているのですが、100%にはならないものなのでしょうか。</p>
福永会長	<p>そこは後でご質問いただいてもよろしいでしょうか。今は 3 章ですので。計画の構想の部分について、何かございましたら。いかがでしょうか。</p>
宗清委員	<p>放課後子ども教室の宗清です。44 ページですが、「社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり」ということで、ひとり親家庭とか障害児の健やかな育ちの支援、これはわかるのですが、「外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援」ということで、特にうちの校区は結構外国の方も多いです。実際に外国人の私生活にどういった対応、どういった対策を取られるのか。それを具体的にお聞かせいただきたいと思います。</p>
東井こども政策課長	<p>後ろのほうの 80 ページで具体的な方向性なり事業を掲載しているのですが、2401 番の事業番号で「帰国・渡日の児童・生徒への支援」、担当が学校教育推進課ということで、内容・評価指標についてはそこに記載してあるような内容で支援を進めていくというようなことで、今現在計画しております。</p>
宗清委員	<p>今現在計画されているみたいですが、だいたいいつ頃からどのようにスタートされるのか。ある程度わかっているのであればお教えいただきたいと思います。</p>
東井こども	<p>これは今現在、行動目標が「継続」となっておりますので、第 3 期計画でも</p>

政策課長	事業としてはあがっております、既に実施している事業です。それを第4期計画でも継続してこういった子ども達への支援を進めていこうということで、事業を実施しているようなところで。
宗清委員	今事業を進めておられるみたいなので、母国語を生かして、特に私どもの周りは中国語を話している子ども、また、日本語より中国語のほうが達者な親御さん、こういう感じなのですが、実際どこまでやっておられるのかというのが、校区に住んでいて色々校区を回っていて見えてこないんですね。だから実際ある面ではその地域でこういうことをやっていますというのが見えるような対策、あるいは活動、あるいは計画、そういうものをしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
谷学校教育推進課長	学校教育推進課です。地域からというところ見えにくいところがあるかもしれないのですが、今続けているものとしては大きく2つありまして、1つは適応指導教室というものを開催しております。もう1つは授業の中での通訳を派遣しているという形ですので、地域のほうからは見えにくいところはあるかもしれませんが、そういう形で子ども達の学習支援を行っているという状況でございます。
宗清委員	日本語教育なんかをやっておられるのですよね、学校では。ただ、ここであるのは「母国語を生かし」と書いてあります。だから母国語をどのようにこれからも生かしていかれるのか、そのへんについてお聞きしたいと思います。
谷学校教育推進課長	学校教育推進課です。「母国語を生かして」というのは、言葉もそうですが文化体験というところを大事にするというところで、多文化交流というところも実施しているところで、中国の子であれば中国語あるいは中国文化、また別の国の子であれば言葉と文化というところは、日本語の学習とともにそれぞれの文化というのは大事にしてほしいというところで考えています。
宗清委員	期待しておりますので、楽しみです。よろしくお願いいたします。
森委員	P T A協議会の森です。43 ページの3番「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」で教えていただきたいのですが、2行目「企業に対し、仕事と生活の調和について普及・啓発を行うとともに」とありますが、茨木市としては、例えば父親の育休の取得率何%目標みたいな、市としての何かアプローチ方法があれば教えていただきたいのと、民間はなかなか非常に難しい状態なので、お手本となるように公的機関が見本を示していただけると有難いと思います。
松山人権男女共生課	人権男女共生課です。茨木市の男性職員による育児休業取得者率というのは、市の男女共同参画計画で目標値を定めております。目標値は、2018年度では7.4%ということになっておりますので、一定目標値のほうは5%に対して達成しているという状況です。現状値の説明としましては、54人中4人が取得しているという状況でございます。
森委員	思っていたより少ないので。10~15%くらいが取れたら良いかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

福永会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では次に 45 ページから 87 ページについて、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思えます。</p>
浜本保健医療課参事	<p>保健医療課です。乳幼児健康診査ですが、市としては来ていただくように受診勧奨をしないといけないのですが、100%を目指したいという事はありますが、例えば病気で入院中とか、元々のかかりつけで診てもらっているとか、お子さんがたくさんおられてなかなか来れないとかいうご事情がありますので、今期、令和6年度の目標につきましては、国のほうのすこやか親子21第2次の中間評価の報告書を元に未受診率が出ていますので、そこから受診率を計画にしたいと思っております。来られない方については、虐待の予防ですとか早期発見というような視点で現状確認をさせていただいて、必要な支援をするということにしておりますので、実態に合わせた受診率というところで設定したいと思っております。</p>
西之辻副会長	<p>目標設定だったら100のほうが良いかなとは思いますが、どうしても来れない事情がある人が1～2%はいるということを含めての設定ということですので、わかりました。ありがとうございます。</p>
上木委員	<p>今のことに関して親の立場で補足しますと、例えば私とかは0歳児で1人目も2人目も3人目も保育園に入れていて、6か月くらいから保育園で各学期に1回とか健康診断を先生が保育園のほうに来ていただいているので、そこで健診を受けさせてもらっているのですが、こういう1歳8か月健診とか3歳6か月健診とかも平日の昼間にしかやらないので、そういうのは受けさせることができないんですよね。なので保育園に行かせている人達は、なかなかお母さんがその時に休みが取れないと、必然的に受けないことになります。土曜日にも開催されていないので、そこは難しいです。</p>
福永会長	<p>ありがとうございます。他にございますでしょうか。</p>
植田委員	<p>子育て広場の植田です。49ページの1104番の「訪問指導」ですが、「乳幼児のいる家庭に保健師が訪問し」とありますが、これは生まれてから1回しかないのですが、この訪問の回数をもっと増やすことはできないのでしょうか。茨木市ではないのですが、来年4月から明石のほうで虐待防止のためにオムツ宅配サービスというのが始まるみたいで、何かそういうニュースを観たのですが、月に1回定期的に見回り、母子の健康状態や虐待防止のチェックも兼ねてというのでそういうのを行うようですが、そういうことは茨木市でもできないのでしょうか。定期的な訪問してもらったほうが、外に出られないお母さんとかもいるので、大人と話がしたいというお母さんとかもいたりするので、大人と話をして、お母さん疲れているとか、そういうのを見てあげることができたら良いと思うのですが、そういうのも定期的にするとう虐待防止とかに繋がっていくのではないかと思います。</p>
浜本保健医療課参事	<p>保健医療課です。訪問指導につきましては、相談ごとがあるご家庭には、回数は1回に限らず対応させていただいておりますので、何かご心配がございましたら、またこども健康保健センターのほうにお電話いただければと思っております。</p>

	<p>す。相談相手がほしいということであれば、保健師もお伺いしますし、地域のつどいの広場等をご紹介させていただいて、その状況にもよりますが、支援させていただいております。</p>
下田平委員	<p>子育てサロンの下田平です。先ほどの意見からですが、相談ごとがあればってなかなか相談できないところがあって、色々なところから話をしているって出てくる。なかなか自分自身が悩んでいるとわからない人もいるだろうし、思っているもなかなかそれが口に出せない人が多いのかなと、サロンを思っています。なのでさっき言われたのは、出向いてもらってということかなと思ったのですが、課題だと思えます。本当に相談と言うか聞いてほしい人に届かないというところかなと思うのですが、私は民生委員もやっているのですが、皆が気を付けてあげるというところが基本かなと、今言われた気持ちすごくわかるかなと思いますので、何かきっかけ作り、本当にしてほしいところに届くというのが本当に必要な部分かなと思います。</p>
福永会長	<p>それこそいばらき版ネウボラの記事と言いますか、これからそういった体制をしっかりと作っていくということが多分されていくのではないかなと思っています。</p>
中井子育て支援課長	<p>子育て支援課です。ある時点では全然大丈夫な人でも色々なご家庭の事情等が変化することで子育てに急に困るということも考えられますので、地域の中でそういう方を支えていく仕組み、何か環境の変化に気づくような仕組み、こういったものが必要じゃないかと思っています。地域でその様な人に気付かれた場合はご連絡いただいで、保健師であったり保育士であったり様々な専門職に繋いで、ご訪問させていただくと。そういった形もありでしょうし、つどいの広場であればそこからご連絡をいただいでということで、地域におられる子育て支援に関わる支援者の方々も含めた形での何か体制づくりが必要かなというのを感じています。</p>
福永会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
河田委員	<p>河田です。大分前からネウボラの話は聞いているのですが、今もその話だと思うのですが、1104番で今言われたように、「質的・量的充実」と書かれていますので、もう少し具体的にこんなことをしますみたいなことを打ち出していきたいなど。そうでないと、ネウボラという名前を付ける意味がないというのはきついかもしいかもしれませんが、ちょっとどうなのかなと思っています。</p>
中井子育て支援課長	<p>子育て支援課です。今検討を進めている最中で、できるだけわかりやすく、具体的な事業がどのように関わっていくのか、母子保健事業と、それから子育て支援事業、これらが密に連携をさせていただきながら支援が繋がっていくような仕組みについて検討しております。場所的なものについては、市民会館跡地のところで今回母子保健の部分と子育て支援のほうの一つの館の中に入れていただく予定で現状進めております。ソフトの部分についてもできるだけ早い段階で、今現在ある事業をどのような形で展開していくのか、また新しい課題についてはこういった事業を展開する予定にしている、こういったものも示せば良いかなと思っています。なかなか具体像が見えない中でご理解してい</p>

	<p>ただくのは非常に難しいのですが、できるだけ早い段階でお示しできるように、またある程度大きな方向性が定まった段階では、こちらのほうにまたご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
福永会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、次に第5章に移りたいと思ひます。第5章は「子どもの貧困対策の推進」、さらに第6章の「子ども子育て支援事業の推進」、両方合わせまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
中坂こども政策課課長代理兼子ども・若者支援グループ長	<p>88 ページをお開きください。第5章 子どもの貧困対策の推進、第1節 対策の背景と趣旨、国の取組をご覧ください。国の取組の前に番号1がついておりませんので追記いたします。ここでは、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」が制定され様々な取組が進められていることを記載しております。</p> <p>しかしながら、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在していることなどから、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進する必要があることや子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを基本理念に明記したほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項として子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されていることを記載しております。</p> <p>89 ページをお開きください。2 本市の取組、(1) 取組の経過をご覧ください。ここでの文中、現大綱と記載している所がありますが、11月29日に新たな大綱が閣議決定されておりますので、旧大綱に訂正いたします。ここでは、本市で、国の大綱の制定を受け、子どもの貧困対策の推進に関して関係部局間の有機的な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進するため、「子どもの貧困対策プロジェクトチーム」を設置し、子どもの貧困に関する指標の設定や指標の改善に向けて取り組む施策について協議を行い、『『未来はかえられる』子どもの貧困対策』をとりまとめまたことを記載しております。</p> <p>また、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたって、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、現大綱に示された指標を参考に、本市の子どもの貧困に関する指標を設定し、その指標を改善することをめざして、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に示す方向性に基づき、必要な施策を展開していることを記載しております。</p> <p>(2) 『『未来はかえられる』子どもの貧困対策』の取組の総括、①4つの柱ごとの施策の取組状況をご覧ください、ここでは、4つの柱に沿って取り組んできた施策（事業）及び第3期計画での関連施策（事業）の主な取組状況を記</p>



載しております。前回の会議の素案では、柱ごとに文章で記載しておりましたが、より事業ごとの取組の内容がわかるように、主だった事業ごとに取組状況を記載いたしました。

94 ページをお開きください。②子どもの貧困に関する指標の進捗状況をご覧ください。ここでは、『未来はかえられる』子どもの貧困対策』において設定した指標の平成27(2015)年度時点と平成30(2018)年度時点の数値の変化については下表のとおりです。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、平成27(2015)年度と平成30(2018)年度では大きな変化はなく、また国の割合との差はほとんどありません。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率については、平成27(2015)年度は、国に比べ本市の割合が高くなっていましたが、平成30(2018)年度の中退者はいませんでした。

生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、平成27(2015)年度・30(2018)年度とも、国の割合が3割台となっているのに比べ、本市の割合は50%を超えています。一方、高等学校等卒業後、就職する割合は、平成30(2018)年度は、平成27(2015)年度に比べ上昇しているものの、国の割合を10ポイント以上低くなっております。

95 ページをご覧ください。表中の下から3つの指標の項目、「将来の夢や目標を持っていると回答した児童・生徒の割合」「朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合」「家で自分で計画を立てて勉強をしていると回答した児童・生徒の割合」につきましては、次の指標の項目に設定する予定としておりますので、参考として新たに記載しております。

96 ページをお開きください。(3)子どもの貧困対策に関する計画策定の趣旨をご覧ください。ここでは、貧困の問題については、経済的な要因だけでなく、保護者の病気や家庭の教育力・養育力不足、障害や配偶者による暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果、子どもたちは生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面している場合が少なくはなく、本市でも様々な対策に取り組んできましたが、子どもの貧困問題は大きく社会問題化し、一層深刻化する様相を示していることを記載しております。

また、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策を一層充実し、関係機関等が連携して総合的に推進することが求められており、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」を本計画に包含し策定することを記載しております。

97 ページをご覧ください。第2節 子どもの貧困対策に関する新たな方向性、  
1 子どもの貧困対策に関する国の基本的な方針をご覧ください。ここでの文

中、先ほど説明いたしました、新たな大綱が閣議決定されておりますので、大綱（案）の（案）を削除いたします。ここでは、国の改正法を踏まえ「子供の貧困対策に関する大綱」において、4つの取組の分野、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」に横断的な基本方針を示しております。

また、大綱では、分野ごとの基本方針として4つを示し、「子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進めること」と「今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むこと」を加えて貧困対策に取り組むことを記載しております。

98 ページをお開きください。2 本市の子どもの貧困対策の取組の方向性をご覧ください。ここでは、前回の会議以降に大綱が閣議決定され、その大綱で子どもの貧困対策に関する基本的な方針や考え方が新たに示されましたので、その内容を踏まえ、4つの取組の分野ごとに、本市の取組の方向性と考え方について新たに記載いたしました。

103 ページをお開きください。第3節 子どもの貧困対策に関する指標をご覧ください。ここでは、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、『未来はかえられる』子どもの貧困対策における指標に加え、国の大綱案で示された指標を踏まえ子どもの貧困に関する指標を設定しております。

今回の指標では、国の指標が児童養護施設及びひとり親家庭の子どもの就職率を削除していることから進学率のみとしております。一方、不登校率は国の指標で削除されておりますが、本市でデータとして算出し、経年比較ができることから指標として残しております。

スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合及びスクールカウンセラーの配置率については、国の指標で新しく示されておりますので新たに追加しております。

104 ページをお開きください。毎年実施している全国学力・学習状況調査の内容から、「将来の夢や目標を持っていると回答した児童・生徒の割合」「朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合」「家で自分で計画を立てて勉強をしていると回答した児童・生徒の割合」を新たな指標として設定しております。

最後の「ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合」につきましては、国の指標で新しく示されておりますので新たに追加しております。

105 ページをお開きください。第4節 子どもの貧困対策に関する施策の展開をご覧ください。ここでは、「子どもの貧困対策に関する新たな方向性」を踏まえ、子どもの貧困に関する指標を改善することを目指して、必要な施策を展開することを記載しております。

子どもの貧困対策に関わる施策については、第4章の次世代育成支援施策及

び第6章の子ども・子育て支援事業を合わせて総合的に推進するとともに、子どもの貧困対策計画として生活困窮の世帯（子ども）に特化して展開する施策（事業）及び、次世代育成支援施策等において貧困対策に資する事業を再掲として記載しております。

110 ページをお開きください。第6章 子ども・子育て支援事業の推進では、昨年度からこども育成支援会議で協議をいただき確定した内容となります。

第1節 教育・保育提供区域の設定、1 教育・保育提供区域の考え方をご覧ください。ここでは、子ども・子育て支援法並びにそれに基づく基本指針の中で、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」について、子育て家庭の利用希望等を踏まえ設定するとともに、量の見込みを確保するための方策を定めることとなっており、それらを定める単位として、「教育・保育提供区域」の設定が必要となることを記載しております。

2 本市における教育・保育提供区域をご覧ください。ここでは、教育・保育提供区域について、教育・保育施設の配置状況や子どもの人口等を考慮し、小学校区を基本単位に設定することとなっており、本計画も第3期計画と同様に、小学校区を基本単位に、隣接する複数校区の組み合わせにより、5つのブロックで設定することを記載しております。

112 ページをお開きください。第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方、1 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業等をご覧ください。ここでは、本計画で定める事業について、教育・保育の（1）1号認定から（3）3号認定と地域子ども・子育て支援事業の（1）利用者支援事業から（11）放課後児童健全育成事業までとなっており、（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業、（13）多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業につきましては、量の見込み等の算出は不要となっており、その考え方を記載しております。

114 ページをお開きください。3 令和2年度から6年度までの推計児童数をご覧ください。ここでは、コーホート要因法により推計した、計画期間中の0歳から11歳までの児童数の推計値を市全域・ブロックごとに示しております。

全体として、少子化に伴い、児童人口は減少していき、令和6年度は30,775人で、令和元年度の31,823人から1,048人減少、3.3%減少する見込みです

117 ページをお開きください。第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容をご覧ください。ここでは、令和2年度から6年度までの5年間の市全域及びブロックごとの幼児期の教育・保育の量の見込み、必要利用定員総数を定め、その量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容、提供体制の整備及び実施時期を設定し記載しております。

137 ページをお開きください。第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容をご覧ください。ここでは国の基本指針及び、地域子ども・

子育て支援事業における利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、必要利用定員総数等を定め、その量の見込みに対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保の内容、供給体制の整備及び実施時期を設定し記載しております。

160 ページをお開きください。第5節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組をご覧ください。ここでは量の見込みと確保の内容以外に、1 外国につながる幼児への支援・配慮について、2 幼児教育・保育等の質の確保及び向上として、(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携について、(2) 教育・保育施設と小学校等との円滑な接続の推進について、(3) 幼稚園教諭・保育士等の資質の向上として、①幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援、②幼児教育アドバイザーの育成・配置、3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供についての考え方を記載しております。

162 ページをお開きください。第6節「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の推進、1「新・放課後子ども総合プラン」の概要をご覧ください。ここでは国がすべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定、また平成30年9月には、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況のほか、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、平成31年度から令和5年度までの新たな放課後児童対策のプランとして、学童保育の受け皿整備に関する新たな目標値などを掲げた「新・放課後子ども総合プラン」を策定していることを示し、その中で令和5年度までに約30万人分の受け皿整備を行い、その中で令和3年度末までに放課後児童クラブ（学童保育）における待機児童を解消するため、約25万人分の受け皿の整備を図ることを目標に掲げていることを記載しております。

2 新プランに基づく本市の放課後児童対策についての考え方、(1)趣旨をご覧ください。国では、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しながら、放課後児童クラブ、学童保育及び放課後子ども教室を計画的に整備等していくことが必要であるとし、子ども・子育て支援法に基づく指針等に即して、163ページの(2)計画に盛り込むべき内容の10項目を本計画に盛り込むこととされていることから、10項目の取組等の考え方について、163ページの(3)目標整備量及び取組等の考え方で記載しております。

①放課後児童クラブ（学童保育）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量につきましては、156ページで示している、量の見込みと確保の内容と同様の内容を記載しております。

164 ページをお開きください。②一体型の放課後児童クラブ（学童保育）及び

放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量をご覧ください。  
放課後子ども教室実施か所数及び内「一体型」数につきましては、令和元年度と同様の32か所と30か所としております。

③放課後子ども教室の令和5(2023)年度までの実施計画では、放課後子ども教室がすでに同一の小中学校内において、学童保育と放課後子ども教室の両事業が連携を図りながら実施しており、同プランの趣旨、目的は一定満たしており、引き続き学童保育と放課後子ども教室がより一層連携して事業を実施・運営できるよう相互の情報共有に努め、事業内容の充実を図ることを記載しております。

④放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策では、学童保育と放課後子ども教室が連携して事業を実施・運営するにあたっては、放課後子ども総合プラン運営委員会において共通プログラムや本市における新プランの推進方策を検討することを記載し、放課後子ども教室と学童保育のスタッフが連携し、児童に多様な体験活動を提供できるよう取り組むことを記載しております。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策では、小学校の余裕教室等の活用にあたっては、管理運営上の責任体制を明確化するとともに、余裕教室の一層の活用のほか、放課後において使用されていない施設の一時借用など、地域の実情に応じて学校施設の活用方策を検討・協議することを記載しております。

⑥放課後児童クラブ(学童保育)及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策では、こども育成部、教育委員会、学校関係者、放課後子ども教室関係者等を構成員とする放課後子ども総合プラン運営委員会において、学童保育と放課後子ども教室の一体的運営や両事業の連携等に関する方策について引き続き検討・協議を実施することを記載しております。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策では、障害があり、特別な配慮を必要とする児童の接し方などに関する研修のさらなる充実などの対応を図っていくことを記載しております。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブ(学童保育)の開室時間の延長に係る取組では、現行の開室時間の延長や夏休みなどの長期休業期間中の受入などについては、保護者のニーズを把握し、事業の効果を分析した上で方向性を検討し、必要な調整を進めていくことを記載しております。

⑨各放課後児童クラブ(学童保育)がその役割をさらに向上させていくための方策では、学童保育指導員の資質の向上を図る研修のさらなる充実を図ることを記載しております。

最後に、⑩放課後児童クラブ(学童保育)の役割を果たす観点から、各放課後児童クラブ(学童保育)における育成支援の内容について、利用者や地域住

	<p>民への周知を推進させるための方策では、市のホームページや広報誌を通じた周知を継続するとともに、各学童保育室が学校や地域などとの連携を深めていくことを記載しております。</p> <p>5章・6章の説明は以上となります。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。会議の予定の時刻が、あまり時間がございませんが、ただいま事務局より説明を受けました第5章「子どもの貧困対策の推進」、第6章の「子ども・子育て支援事業の推進」という部分で質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。</p>
西松委員	<p>保育園と学童を利用しています保護者の西松です。放課後子ども教室がそもそも何なのかがわからないので教えていただきたい。子どもが持って帰って来るお知らせの中のカルチャー教室とかと一緒に放課後子ども教室の案内があって、多分毎月なかったみたいな感じで、放課後子ども教室は勉強会だと思っていたのですが。</p>
松本社会教育振興課長	<p>社会教育振興課です。放課後子ども教室ですが、本市の場合 32 小学校区で地域の実行委員会に委託をしまして、子ども達の放課後の安心安全な居場所を提供していただいております。各校区によって実施回数や実施内容は様々であります。ですので、その小学校に通う児童に対しておたより等で、放課後に実施する講座や遊びの内容を実行委員会がお知らせをされていると思います。放課後子ども教室のほうに登録をしていただきましたら、お子さんが参加したいと思う時に誰でもが利用していただけるという放課後の居場所の事業です。</p>
西松委員	<p>勉強とかいうことに限らず、学童でやっているような感じで過ごす場所みたいな感じで考えたら良いのでしょうか。</p>
松本社会教育振興課長	<p>学童保育の場合は、保護者の方が就労されていることが条件になりますが、放課後子ども教室に関してはそういった要件がなく、1年生から6年生までの児童が学校が終わって放課後子ども教室を実施している場所に来ていただくという形になります。各校区によって宿題とか遊びを中心にされているところもありますし、色んな講座を実施しているところもあります。</p>
西松委員	<p>ありがとうございます。</p>
福永会長	<p>その他ございますでしょうか。</p> <p>そうしましたら、資料編についての説明だと思うのですが、時間があれですので、1～2分で特に資料として周知しておいたほうが良いだろうというような部分につきまして絞って事務局から説明をいただければと思います。</p>
東井こども政策課	<p>こども政策課です。資料編ですので、あえて細かく説明するようなことはないです。計画を策定するにあたって必要なデータを後ろに入れさせていただいています。187 ページまで入れているのと、あと 188 ページからは昨年この計画を実施する時に調査、また第3期計画の調査の課題出し、前半と重複する部分もありますが、これも参考に入れています。あと 199 ページにはこの会議の条例の内容、それから 200 ページからは今回の計画策定するにあたって昨年度からのこども育成支援会議の開催日と、その中でご審議いただいた議事の内容等</p>

	<p>を入れています。203、204 ページにつきましては、こども育成支援会議委員名簿、9月30日で10月1日と交代になっておりますので、それ以前の方と今現在の方の名簿を入れています。あと205 ページから、先ほども事業がわからないというようなお話もありましたので、用語説明でわかりにくいような用語について整理して説明書きをさせていただこうと思っています。それから206 ページから市民会館跡地エリアを活用した子育て支援機能「いばらき版ネウボラ」の整備ということで、市の現在の公共施設等のマネジメントに関する基本方針を抜粋し、その中で市民会館跡地活用に関する考え方に触れ、そこで先ほど来、お話しになっていきますネウボラの関係の施策を位置付けるというようなところで、左が現状です、施設群とその中の機能を記載しております、それが市民会館跡地エリアの新施設にこういった機能が移るとか、合同庁舎、市役所、それからクリエイティブセンター、こども健康センター等が、こういった機能で再編していくというような図で表わしております。それから「子育て支援機能の法の位置づけ」というようなところにも触れ、208 ページでは「いばらき版ネウボラ」の内容を少し皆さんにご理解いただける内容で、方向性とその中で期待される効果ということで参考に付けております。資料については以上です。</p>
福永会長	<p>205 ページの用語説明は今現在整理中ということですが、「ネウボラ」という言葉の意味についても市民の方に基本的な意味をわかっておいてもらったほうが良いだろうということも、前回、前々回の会議の中でもあったと思いますので、そういったことも含めて今調整中という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>今までのところで何か。</p>
河田委員	<p>河田です。192 ページの上のほう3行目あたりから「スマホゲームやネットに依存する子ども～情報教育が重要です。」ということで、この間もネットで知り合った人のところに行ってしまった小学生の子が誘拐みたいな形があったと思うのですが、そういうことが出ているのですが、前半のこれからどういうふうにやっていくのかというところでは全く情報教育について触れられていなかったのですが、市としてはどういう方向性を持っているのか教えていただきたいです。</p>
足立教育センター所長	<p>教育センターです。情報教育につきましては、学校でスマホやインターネットは確実に以前より増えている状況は把握しております。それに対応して、各学校では情報教育、様々な情報モラル教育についても年間計画を作成して行っている状況でございます。</p>
河田委員	<p>河田です。市としてどういう方向性というのは特になんかということでしょうか。</p>
谷学校教育推進課長	<p>学校教育推進課です。情報モラルの問題だと思いますが、色々な場面で生活指導という点では指導させていただいているところです。ただ方針と言いますか、そういう形では指導をさせていただいているのですが、現状スマホであったりSNSのところでは言いますと、各学校と家庭が連携していかないと、なかなか全てを解決するのは難しいところがありますので、今後もPTAの皆さんであったり地域の皆さんであったりと教育の場をみながら子ども達を育てて</p>

	いきたいというところがございます。
福永会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。手短にお願いします。
森委員	関連してこのスマホの問題は、先生方と子ども達だけじゃなくてPTAとしてどこも問題視していて、保護者の1月25日に勉強会をしますので良ければ。
福永会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 そうしましたら、事務局から次回の会議につきまして説明をお願いいたします。
中坂こども 政策課課長 代理兼子ども・若者支援 グループ長	次回の会議につきましては、1月27日月曜日に市役所南館8階中会議室で午後6時から開催予定をしております。案件につきましては、本日ご意見をいただきました第4期計画案について再度修正をかけてご確認をいただくのと、教育委員会、学校教育推進課よりこれまでの学力向上の取組を報告させていただきたいと考えております。 今後のスケジュールですが、1月のこども育成支援会議で計画案を確認いただいたのち、2月にパブリックコメントを実施し、結果の取りまとめを行ったあと、3月下旬頃に開催予定のこども育成支援会議でパブリックコメントの報告と内容について審議いただき、福永会長からこども育成支援会議としての取りまとめを行った計画の答申をいただく予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。
福永会長	そうしましたら、第37回こども育成支援会議は終了とさせていただきます。長時間にわたりご協力をいただきまして、ありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。